

# 資料編

---

## 1 障害者の状況等

### (1) 障害のある人びとの福祉

本県では、障害者福祉に関するさまざまな制度やサービス、相談窓口、障害者の動向などをまとめた「障害のある人びとの福祉」を毎年作成し、HP上に公表しています。

広島県HP「障害のある人びとの福祉」のページ

- ▶ トップページ>組織できがす>健康福祉局>障害者支援課>障害のある人びとの福祉  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>

### (2) 障害者を取り巻く環境の変化

#### ① 障害者施策に係る主な法改正等

年 月	内 容
平成23（2011）年6月 [H24. 10施行]	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立 ① 障害者に対する虐待の防止 ② 発見者の市町への通報義務 ③ 市町長の立入調査 ④ 市町障害者虐待防止センターの設置 ⑤ 都道府県障害者権利擁護センターの設置
平成23（2011）年7月 [H24. 8施行]	「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 ① 障害者の定義の見直し ② 地域社会における共生等
平成24（2012）年6月 [H25. 4施行]	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の成立 ① 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 ② 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供
平成24（2012）年6月 [H25. 4一部施行] [H26. 4施行]	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立 ① 障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法） ② 障害者の範囲に難病等を追加 ③ 重度訪問介護の対象拡大
平成25（2013）年6月 [H28. 4施行]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立 ① 差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 ② 差別の解消の推進に関する基本方針を策定
平成25（2013）年6月 [H28. 4一部施行] [H30. 4施行]	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助 ② 法定雇用率の算定基礎の見直し
平成25（2013）年6月 [H26. 4一部施行] [H28. 4施行]	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ② 保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直し
平成26（2014）年1月	「障害者権利条約」の批准
平成26（2014）年5月 [H27. 1施行]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立 ① 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 難病の医療に関する調査及び研究の推進</li> <li>③ 療養生活環境整備事業の実施</li> </ul>
平成28（2016）年4月 [H28. 8施行]	<p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進</li> <li>② 成年後見制度の利用に関する体制の整備</li> </ul>
平成28（2016）年5月 [H28. 8施行]	<p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発達障害者の定義の見直し</li> <li>② 発達障害者の支援等のための施策の強化</li> <li>③ 発達障害者支援地域協議会の設置</li> </ul>
平成28（2016）年5月 [H28. 6一部施行] [H30. 4施行]	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活や就労定着に向けた支援を行うサービスの新設等</li> <li>② 医療的ケアを要する障害児に対する支援</li> <li>③ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設</li> </ul>
平成30（2018）年6月 [H30. 6施行]	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者の文化芸術の鑑賞の機会及び創造の機会の拡大、文化芸術活動を通じた交流の促進等</li> </ul>
令和元（2019）年6月 [R元. 6施行]	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① アクセシブルな電子書籍等（デージー図書まど）の普及促進</li> <li>② インターネットを利用したサービス提供体制の強化</li> </ul>
令和2（2020）年5月 [R2. 6一部施行] [R3. 4施行]	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共交通事業者等に対するソフト基準（明るさの確保等）遵守義務の創設</li> <li>② 障害者等へのサービス提供を行う国認定の宿泊施設等の情報提供の促進</li> </ul>
令和3（2021）年6月 [R3. 9施行]	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療的ケア児及びその家族に対する各種支援施策の推進</li> <li>② 医療的ケア児支援センターの設置</li> </ul>
令和3（2021）年6月 [R6. 4施行]	<p>「障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</li> <li>② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化</li> <li>③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化</li> </ul>
令和4（2022）年5月 [R4. 5施行]	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国及び地方自治体等の責務等</li> <li>② 障害の種類・程度に応じた手段の選択等</li> </ul>
令和4（2022）年6月 [R6. 4施行]	<p>「児童福祉法の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童発達支援センターの地域の中核的役割の明確化、類型（福祉型、医療型）の一元化</li> <li>② 障害児入所施設の入所児童等の地域移行調整の責任主体を明確化、22歳までの入所可</li> </ul>
令和4（2022）年12月 [R5. 4一部施行] [R5. 10一部施行] [R6. 4施行]	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>② 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進</li> </ul>

年 月	内 容
	③ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ④ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ⑤ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病のデータベースに関する規定の整備
令和5（2023）年3月 [R6. 4一部施行] [R8. 7施行]	「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令」の公布 ① 障害者雇用率の引き上げ

## ② 障害者権利条約

### 〔これまでの国内の取組〕

- 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年5月に発効しました。
- 国連総会で条約が採択された翌年の平成19（2007）年9月、日本は障害者権利条約に署名しました。一方、国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきという意見が寄せられたため、これらの意見を踏まえ、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われました。
- こうした国内法の整備を経て、平成25（2013）年12月に条約締結が国会で承認され、平成26（2014）年1月20日に批准書を国連に寄託し、140番目の締約国となりました。同年2月19日から日本で条約の効力が生じています。

### 〔主な内容〕

- 条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めており、障害者に関する初の国際条約に当たります。その主な内容は次のとおりです。
  - ・ 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
  - ・ 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
  - ・ 障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国が採るべき措置等を規定）
  - ・ 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者権利委員会における各締約国からの報告の検討）

### 〔基本的な考え方〕

#### （ア） 「障害」の捉え方

従来の「障害」の捉え方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会に

おける様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

(イ) 平等・無差別及び合理的配慮

条約は、第1条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定めています。

また、第2条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第5条で、締約国に対し、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を採ることを求めています。

第4条では、締約国に対し、障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させることを求めています。

(ウ) 実施に関する仕組み

条約は、第33条において、自国の法律上・行政上の制度に従って「条約の実施を監視するための枠組み」を自国内に設置することを締約国に求めています。日本では、障害者、障害者の自立・社会参加に関する事業の従事者及び学識経験者から構成される障害者政策委員会が設置されており、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて条約の実施状況を監視しています。

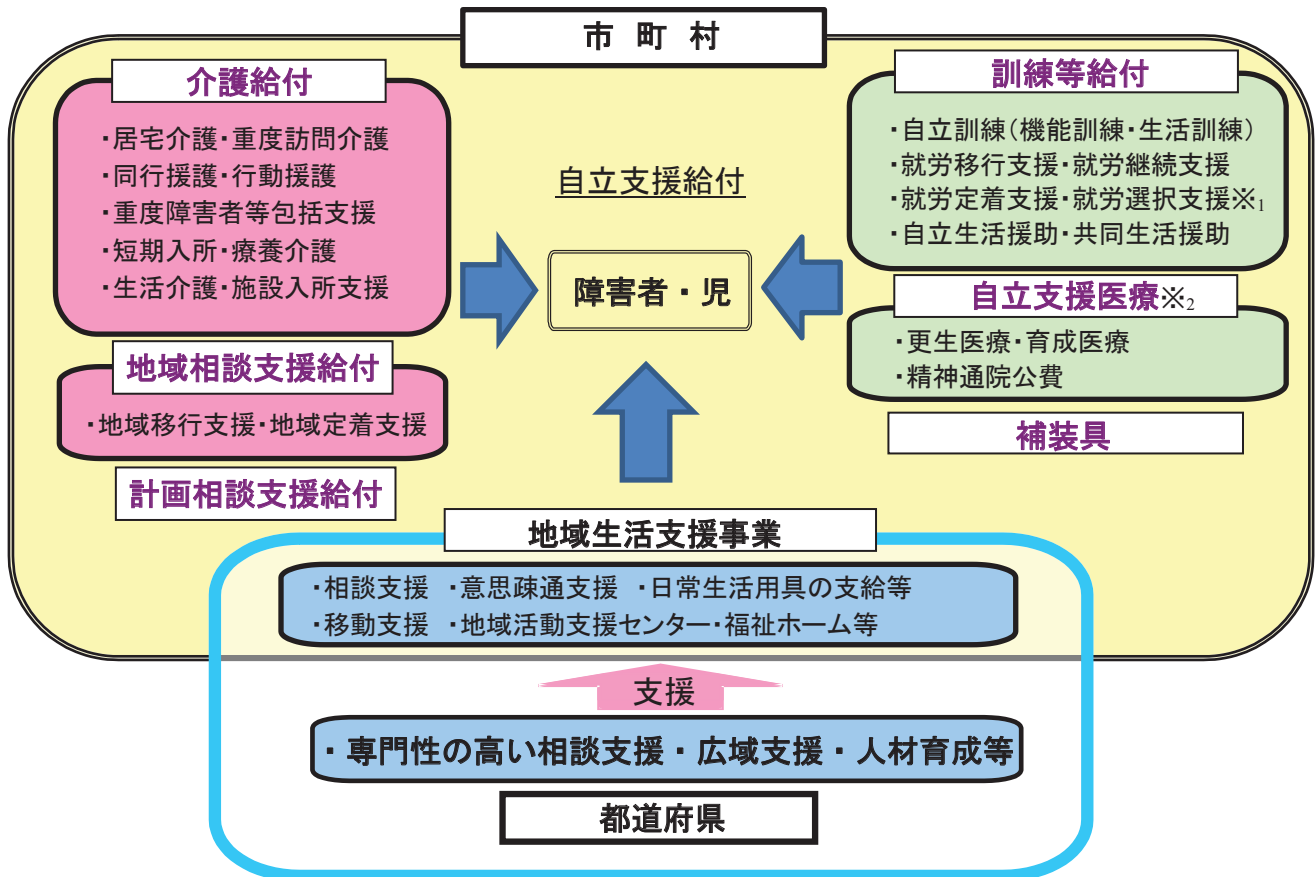
また、第35条において、締約国に対し、「条約に基づく義務を履行するために採った措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を、国連事務総長を経由して障害者権利委員会に提出することを求めています。この報告の作成に当たっては、公開された透明性のある過程を踏むことを検討するとともに、障害者の関与について十分な考慮を払うことが求められています。

障害者権利委員会は、締約国から選ばれた18名の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、提案や勧告を行うことが定められています。この仕組みにより、締約国は条約の実施について国際的に審査されることとなります。

## 2 障害福祉サービス等の状況

### (1) 障害福祉サービス等の体系

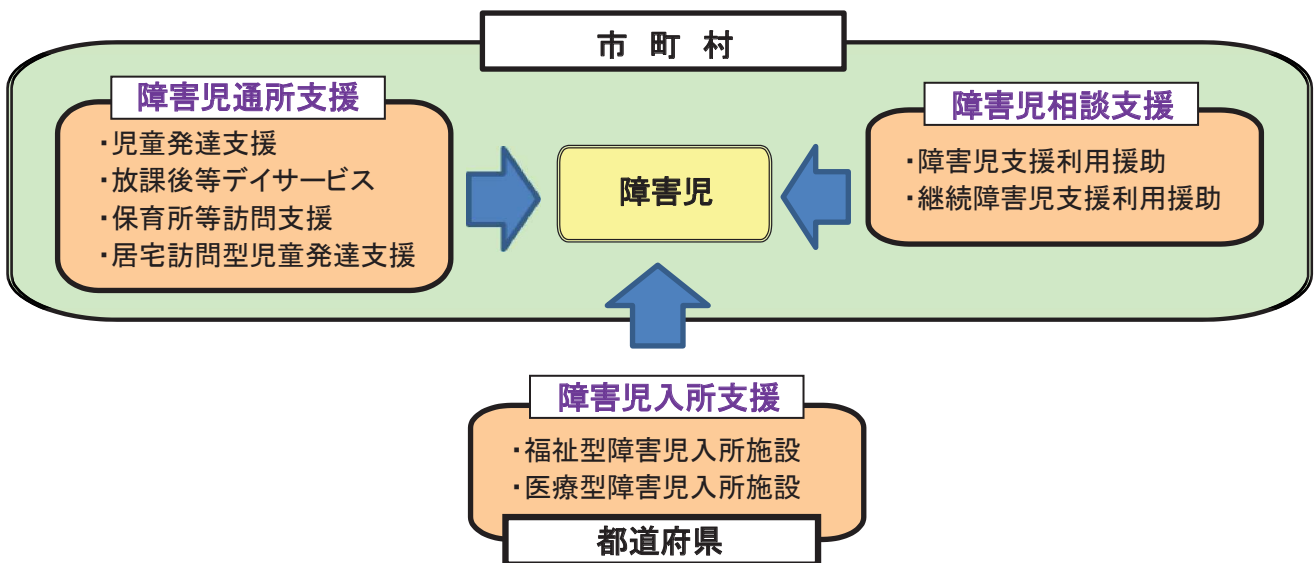
#### ① 障害者総合支援法によるサービスの体系



※<sub>1</sub> 就労選択支援は令和7(2025)年10月1日から開始予定。

※<sub>2</sub> 自立支援医療のうち育成医療及び精神通院医療の実施主体は都道府県等。

#### ② 児童福祉法によるサービスの体系



## (2) 障害福祉サービス等の種類と内容

## ① 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする者であって、意思疎通に著しい困難を有する者につき、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者につき、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする者であって、意思疎通に著しい困難を有する者につき、居宅介護等、複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	生活介護	常時介護等の支援が必要な者に、主として昼間において、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供、生活能力の向上のために必要な援助等を行う。
	施設入所支援	施設に入所する者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型・B型）	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。 ・A型：企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者が対象 ・B型：就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者が対象
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。（令和7（2025）年10月1日開始予定。）
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行う。
	共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、排せつまたは食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行う。
相談支援	計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成する。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所又は精神科病院に入院している者が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行う。

## ② 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（又は利用予定）の障害児に対して、訪問により、集団生活の適応のための専門的な支援を行う。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。 医療型では、上記と併せて、治療も実施する。
	医療型障害児入所施設	
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行う。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業所等との連絡調整などを行う。



## (3) 障害福祉サービス等事業所数（令和5（2023）年4月1日現在）【圏域別】

## ① 訪問系サービス事業所数

（単位：箇所）

圏域	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援	計
広島	319	301	51	22	0	693
広島西	26	22	7	4	0	59
呉	47	42	17	7	0	113
広島中央	34	34	12	12	0	92
尾三	46	42	22	9	0	119
福山・府中	88	79	26	23	1	217
備北	16	15	5	2	0	38
計	576	535	140	79	1	1,331

## ② 日中活動系サービス事業所数

（単位：箇所）

圏域	生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着 支援	療養介護	計
広島	123	3	22	28	47	169	26	1	419
広島西	20	0	0	0	2	19	0	3	44
呉	26	0	3	5	8	33	2	1	78
広島中央	29	0	5	7	6	28	1	4	80
尾三	31	1	3	6	4	41	4	0	90
福山・府中	68	0	2	15	17	74	4	1	181
備北	16	1	1	1	3	14	0	1	37
計	313	5	36	62	87	378	37	11	929

## ③ 障害児通所支援事業所数

（単位：箇所）

圏域	児童発達支援 (センター)	児童発達支援 (センターを除く)	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	計
広島	7	97	285	17	0	406
広島西	2	7	35	2	0	46
呉	1	20	36	3	0	60
広島中央	1	16	45	3	1	66
尾三	4	19	38	10	0	71
福山・府中	4	64	145	17	0	230
備北	1	4	7	1	0	13
計	20	227	591	53	1	892

## ④ 居宅系サービス事業所数

（単位：箇所）

圏域	障害者支 援施設	自立生活 援助	共同生活 援助 (グループホーム)	福祉型障害 児入所施設	医療型障害 児入所施設	指定医療 機関	短期入所	計
広島	27	2	65	4	1	0	94	193
広島西	4	0	16	0	1	2	30	53
呉	3	1	20	0	1	0	16	41
広島中央	11	0	18	2	3	1	23	58
尾三	5	0	23	0	0	0	26	54
福山・府中	9	1	35	2	1	0	36	84
備北	5	0	12	1	1	0	19	38
計	64	4	189	9	8	3	244	521

### 3 用語解説

	用語	解説
あ	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも、自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法のこと。
い	一般就労移行者	目標設定における一般就労移行者とは、福祉施設利用者のうち、雇用契約に基づいて、企業等に就職した者及び在宅就労した者並びに自ら起業した障害者等のことをいい、就労継続支援A型の利用者を含まない。
	医療型児童発達支援	18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービス。
	医療型障害児入所施設	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。
	医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。
	医療的ケア児等医療情報共有システム	医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムのこと。
	インクルーシブ（な）社会	性別・国籍・宗教の違いや障害の有無にかかわらず、互いを認め合い、排除せずに共生する社会。
え	NICU	低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室（新生児集中治療室）。 Neonatal Intensive Care Unitの略。
お	音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。 一つの音声コード（18mm四方）に約800文字が収録可能で、音声コードを読み取り、音声出力するためには、活字文書読み上げ装置を用いるほか、無料の読み上げアプリ（Uni-voice blind）によりスマートフォンやタブレット等での読み上げができる。
き	技能検定	特別支援学校高等部の知的障害のある生徒に目標と自信をもたせ、働く意欲の向上を図り、企業等への就労支援を目的とした検定。 年2回実施しており、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野で級の認定を行っている。
	義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校。 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的としている。
	共同生活援助（グループホーム）	障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス。

	用語	解説
き	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の付与並びに生活能力向上のために適切かつ効果的な支援を行うサービス。
く	クローズドキャプション	表示・非表示を切り替えることができる字幕のことで、映像内に使われている音声情報の内容を、聴覚障害者に伝えるために文字情報として表示する技術のこと。
け	県営住宅再編5箇年計画	県民の安心な暮らしづくりを推進するために、老朽化が進行しつつある県営住宅の更新を、今後の人口と世帯数の減少を見据えて計画的に進めるための実施方針や、少子高齢化の進展への対応に向けた取組方針等を定めた計画。
	県社会福祉人材育成センター	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉関係の人材確保と人材養成などの事業を進めるため、知事の指定を受けて、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置された組織。福祉に関心のある人や福祉の職場で働きたい人と福祉施設・事業所とのマッチングや合同説明会の開催、必要な資格とその取得方法等の相談を行っている。
	県地域生活定着支援センター	高齢や障害を有するなどの理由により、矯正施設退所後、福祉的支援を必要とする者に対して、保護観察所と協働して福祉サービスなどを利用できるよう支援する機関。
	県地域リハビリテーション広域支援センター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。地域住民の相談への対応に係る支援や市町、地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談、技術支援及び人材派遣を行うとともに、必要に応じて、二次保健医療圏域内の関係機関の連絡・調整や圏域内の地域包括支援センター等とのネットワーク化及び医療介護連携の推進、地域リハビリテーション推進に係る人材の育成及び研修を行う。
	県地域リハビリテーションサポートセンター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。地域住民の相談への対応に係る支援や市町、地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談及び技術支援を行う。
	県立視覚障害者情報センター	県内の視覚障害者に対し点字図書や録音図書等の貸出・閲覧などを行う情報提供サービスや、点字図書や録音図書等を製作するボランティアの育成などを行っている施設。
	県リハビリテーション支援センター	介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設。広域支援センターへの支援や、関係団体、医療機関等との連絡・調整及び連携を行う。
こ	高次脳機能障害	脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。
	合理的配慮	障害者が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと。

	用語	解説
こ	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）	<p>高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めた法律。</p> <p>一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）を統合拡充して平成 18（2006）年に公布。</p>
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。通称：バリアフリー法。）に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めた条例。</p> <p>バリアフリー法では、特定道路の新設又は改築を行うときは、この条例に定める基準に適合させなければならない（義務）こと、それ以外の道路については、この条例に定める基準に適合させるよう努めなければならない（努力義務）ことが定められている。</p>
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。通称：バリアフリー法。）に基づき、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な園路、駐車場、便所などの特定公園施設の構造等の基準を定めた条例。</p>
	工賃向上計画	<p>国の工賃向上計画を推進するための基本的な指針において、全ての就労継続支援 B 型事業所が作成することとされている目標工賃額、各年度の具体的な取組方策などからなる計画。</p>
	こころの電話	<p>臨床心理士などによる、こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口。</p>
	こども家庭センター	<p>児童虐待や少年非行、配偶者からの暴力（DV）など、子供や家庭の問題に対応するため、「児童相談所」、「知的障害者更生相談所」、「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、総合的な相談支援機関。</p>
	個別の教育支援計画	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。</p> <p>この計画には、本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。</p>
	個別の指導計画	<p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。</p> <p>個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。</p>

	用語	解説
こ	個別避難計画	避難行動要支援者の個々人ごとに、「発災時に避難支援を行う者」、「避難支援の方法」や「避難場所、避難経路」などを具体的に定めた計画。
さ	サービス管理責任者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく特定の障害福祉サービスを実施する事業者が指定を受ける際の人員基準において、事業所に配置する必要がある責任者。次の役割を担う。 ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任 ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割
	サピエ	視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。 日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営。
し	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。令和元（2019）年6月28日公布。
	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。防災対策を進める上で重要とされる、自助（自らが自分を守る）、公助（消防など行政が働く）と並び、住民が互いに助け合う「共助」の要とされる。
	実雇用率	算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合を指す。
	指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定する、医療型児童発達支援（18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービス）を行う医療機関。
	児童発達支援(センター)	児童発達支援は、未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の付与、並びに集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。 児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）。 センター以外の事業所は、専ら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

	用語	解説
し	児童発達支援管理責任者	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の事業指定を受ける際の人員基準において、事業所（施設）に配置する必要がある責任者。次の役割を担う。 ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連の支援提供プロセス全般に関する責任 ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。
	若年性認知症	65 歳未満で発症した認知症の総称。18～39 歳を若年期認知症、40～64 歳を初老期認知症と区分することもある。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因は様々。
	若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、都道府県や指定都市に配置。若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者。
	重点研究事業	県内の地方公共団体、公的機関及び公共的団体から提案された地域課題の解決に資する研究を県立広島大学において実施する事業。
	就労継続支援事業（所） （A型・B型）	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う障害者を対象としたサービス。利用対象者は次のとおり。 ・A型：企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 ・B型：就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者
	就労支援メッセンジャー	自己の企業・団体内において、障害者の職場定着を目的として、企業風土や業務内容を踏まえながら、それぞれの障害特性にあった業務の割り当てや職場適応に向けた相談支援などを中心的に担う推進役のことで、従業員の中から、主に就労支援メッセンジャー養成研修修了者がその任にあたる。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。令和 7（2025）年 10 月 1 日に施行予定。
	主任相談支援専門員	主任相談支援専門員養成研修を修了し、障害者等の意向に基づく生活を実現するため、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人材。

	用語	解説
し	障害者虐待防止ネットワーク推進会議	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議。
	障害者差別解消支援地域協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づき、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できることとされた協議会。広島県では、学識経験者、障害当事者団体、教育、福祉、保健・医療、事業者団体、法曹、国・県の行政機関で構成。
	障害者週間	平成16（2004）年6月改正の障害者基本法により、「国際障害者デー」である12月3日から我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、この期間を中心に、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の推進を目的とした普及啓発活動等の取組を展開。
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた法律。令和4（2022）年5月25日公布。
	障害福祉サービス等情報公表制度	利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求め、その内容を公表する仕組み。 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」を利用することで、全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報をインターネットで入手可能。
	消費者被害	消費者（個人）の消費生活における被害。 事業者が供給する商品・サービスの欠陥・不良等により生じる生命・身体被害と、事業者による消費者の利益を不当に害する行為等によって生じる財産被害がある。
	ジョブサポートティーチャー	特別支援学校において、就職支援の充実のために、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、教職員研修の講師等の業務を専任で行う者。
	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所させ又は障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービス。

	用語	解説
し	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）	<p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。各制度の対象者は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の者。</li> <li>・更生医療：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上の者。</li> <li>・精神通院医療：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者。</li> </ul>
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス。
	人権週間	昭和23（1948）年12月10日に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」が国際連合で採択されたことを受け、翌年から法務省と全国人権擁護委員連合会が、同日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を実施。
	心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づき、その生存中一定額の掛金を納入し、保護者が死亡した場合（又は重度障害者となった場合）残された心身障害者に年金を支給することによって、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る制度。
せ	精神保健福祉相談員	市町、精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行う職員。精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士か医師、認定講習を受けた保健師等で都道府県知事又は市町村長が任命する。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
	摂食嚥下障害	摂食嚥下とは、食べ物を見て、口に取り込み、噛み砕いて、舌で塊をつくり、飲み込むことをいい、摂食嚥下障害とは、食物が円滑に口腔から胃に運ばれない状態のこと。飲み込めない場合と、飲み込んだ食物が途中でつかえて円滑に通過しない場合がある。摂食嚥下障害の原因は、口腔・咽頭・食道の炎症、腫瘍、認知症、脳血管障害、神経・筋疾患、加齢などがある。
そ	相談支援専門員	指定相談支援事業所などにおいて、障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス利用計画の作成をはじめ全般的な相談支援を行う人材
た	代理投票	投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりかどうか確認する。



	用語	解説
た	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
ち	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。
	地域ケア会議	地域包括支援センター、市町等が主催し、支援が必要な高齢者の個別課題などについて、地域の医療、介護、住民代表等の多様な関係者が協議する会議。個別ケースの検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有するとともに、課題解決に向けて関係者間のネットワーク化、新たな資源開発、施策化などを図っていく。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談その他必要な支援を行うサービス。
	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する体制。
	地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成 18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人など市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事する。
	地域リハビリテーション	障害者や高齢者が急性期から回復期を経て維持期へと移行する全課程を通じて、住み慣れた地域で状況に応じた適切な医療リハビリテーション、生活リハビリテーション及び職業リハビリテーションを受けることができる仕組み。
	中等教育学校	前期中等教育（中学校などにおける教育）と後期中等教育（高等学校などにおける教育）を一貫して施すシステムをとる学校。中高一貫教育の実施形態の一つである。
つ	通級による指導	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態。
て	デージー（DAISY）	視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。デージー図書は、インターネットからのダウンロードデータやCDなどにより、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴。 DAISYは、Digital Accessible Information Systemの略。
と	特定健康診査	平成 20（2008）年4月から 40～74 歳の人を対象に国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。
	特定公園施設	公園の出入口と主要な公園施設との間の経路を構成する園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などの施設。

	用語	解説
と	特定道路	生活関連経路を構成する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、通称バリアフリー法施行令第 2 条の規定により、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。
	特定保健指導	特定健康診査の結果をもとに、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人を発症リスクの程度に応じて 2 つのグループ（動機づけ支援・積極的支援）に分け、グループごとに生活習慣病に進行しないための保健指導を行う。
	特別支援学校教諭免許状	特別支援学校の教員が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、有していなければならない免許状。幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は「当分の間」当該免許状を有していなくとも特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる。
	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。
	都市公園	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定される公園又は緑地で、住民に対して休息、運動等の屋外レクリエーションの場として利用されるものや、優れた自然の風景地として保護及び利用されるものであり、遊園地、自然公園などもこれらに含まれる。
な	難病医療協力病院	確定診断が困難な患者や高度な治療を必要とする患者などを難病診療連携拠点病院などへ紹介したり、難病診療連携拠点病院などから、当該病院で治療可能な患者を受け入れたりするほか、地域の関係機関に対する指導・助言などを行う病院。
	難病診療分野別拠点病院	難病の各専門領域に対応する病院。難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受け入れや、身近な医療機関で治療が可能な患者を難病医療協力病院・一般病院などへ紹介するなどの診療連携を行う。
	難病診療連携拠点病院	都道府県における難病診療連携の拠点となる病院。難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受け入れや、身近な医療機関で治療が可能な患者の難病医療協力病院・一般病院などへの紹介などの診療連携や、遺伝子診断に係るカウンセリング、難病医療関係者への研修や都道府県内の難病診療体制に関する情報収集を行う。
	難病対策センター	難病相談支援員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など難病対策の拠点として設置。
に	日本工業規格（J I S）	日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格。なお、主に高齢者、障害のある人がウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、コンテンツの企画、開発、制作、運用をするときに配慮すべき工業標準（JIS X 8341-3:2016）が定められている。
は	バイアス（アンコンシャス・バイアス）	無意識の偏見や思い込みから偏ったモノの見方をしてしまうこと。

	用語	解説
は	8050問題	長期間のひきこもりなどにより 50 代前後の子供を、80 代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
ひ	ピアサポート	患者又は患者の家族が、同じ悩みを持つ患者等からの相談を受け、解決に向けた援助や助言を行う活動。
	ひきこもり相談支援センター	ひきこもりに関する本人、家族等からの相談窓口（電話、面接、訪問等）で、県内に3センター（西部センター、中部北部センター、東部センター）設置している。
	避難確保計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、土砂災害、洪水、高潮等によって被害発生が想定される地域にある社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務付けられている、施設利用者の災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための、防災体制、避難の誘導、避難の確保を図るための施設、避難訓練の実施等に関する計画。計画を作成したときは、市町長に報告することが求められている。
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。
	広島いのちの電話	こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休対応。
	広島県あんしん賃貸支援事業	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）等の情報提供や居住支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居をサポートする事業。
	広島県高次脳機能地域支援センター	地域における高次脳機能障害に関する医療の相談窓口。
	広島県被災者生活サポートボラネット推進会議	災害時等の緊急時に被災者への生活サポート活動を迅速に行うことができるように、関係機関・団体のネットワークを強化するために設置した会議。
	広島県福祉サービス第三者評価推進委員会	福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより、利用者の権利を擁護することを目的として社会福祉法に基づき設置された第三者機関です。委員は、中立公正な立場から多様な事例に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験者で構成されています
	広島県福祉のまちづくり条例	全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて平成7（1995）年に制定した条例。 多数の人が利用する建築物や道路、公園等について、全ての人が円滑に利用できるよう、スロープや手すりを設けること等を定めている。

	用語	解説
ひ	広島県優先調達方針	平成 25（2013）年度施行の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条に基づき、広島県の定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針。年間の優先調達目標額や調達推進のための取組等を定めている。
	広島口腔保健センター	一般の歯科医療機関では対応が困難な障害のある人たちの口腔保健の向上を図ることを目的として、広島県歯科医師会及び郡市区歯科医師会が設置及び管理運営を行っている施設。
ふ	福祉型障害児入所施設	18 歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。
	福祉サービス利用援助事業（かけはし）	認知症や障害等により、一人で物事を決めることが不安な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を手伝い、安心して暮らせるように支援する事業。
	不在者投票	名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町選挙管理委員会に送付する投票制度。
へ	ペアレント・トレーニング	発達障害のある（または疑いのある）子供を持つ保護者等が子供の特性や具体的な対応方法を身に付けることで、子供の適応行動を増やし、子育ての負担の軽減が可能になることをめざし開発された手法。
	ペアレントメンター	発達障害者の子供を持つ保護者等であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して心のサポートを行う人をいう。県が開催するペアレントメンター養成研修を受講した人が任命される。
ほ	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進するサービス。
	放課後児童クラブ	昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設。
	放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な指導及び訓練を行うサービス。
	防災情報システム	災害時に被害情報（人的被害・住家被害など）について、市町等関係機関と連携し、情報収集を行い、また、避難勧告等の発令状況や避難所の開設状況などを「広島県防災 Web」で提供しているシステム。音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」により気象の注意報・警報や避難勧告等の発令情報などの提供を実施している。
	法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）により定められた事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合。
	ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職。

	用語	解説
ほ	ボランティアセンター	地域に根ざした住民自身によるボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置された組織。ボランティア活動の相談・援助や学習会の開催、情報提供を行い、災害時には活動相談や支援を行っている。
よ	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を必要とする者。

## 4 計画策定に係る検討組織

### (1) 広島県障害者施策推進協議会

(令和6(2024)年3月31日現在)

氏名	所属・職名	備考
井上 一成	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
加藤 俊典	広島県身体障がい者施設協議会 副会長	
金子 麻由美	一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会 会長	
兼森 路子	【一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会】	
河中 郁典	広島難病団体連絡協議会 副会長	
川本 博也	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事	
小池 英樹	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事	
関川 章子	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
添田 龍彦	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 副会長	
高垣 廣徳	広島県市長会（東広島市長）	
俵 尚子	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
橋本 成史	一般社団法人広島県医師会 常任理事	会長
長谷部 隆一	広島国際大学 教授	
平石 協	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
藤井 伸	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 (江田島市精神障害者家族会 会長)	
宮口 英樹	広島大学大学院 教授	
宮地 正人	広島建築士会 副会長	
吉岡 治	広島障害者職業センター 所長	
北原 加奈子	広島県健康福祉局長	

※敬称略、県関係職員を除き五十音順。【 】は推薦団体

## (2) 広島県障害者自立支援協議会

(令和6(2024)年3月31日現在)

氏名	所属・職名	備考
石井 知行	一般社団法人広島県精神科病院協会 会長	会長
大田 敏之	一般社団法人広島県医師会 常任理事	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 会長	
柏田 潤子	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 副会長	
加藤 俊典	広島県身体障がい者施設協議会 副会長	
河中 郁典	広島難病団体連絡協議会 副会長	
河本 千枝	東広島市健康福祉部障害福祉課 課長	
吉川 達也	広島労働局職業安定部職業対策課 課長	
橘高 則行	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
熊澤 有馬	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
近藤 啓太	広島県立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能センター 高次脳機能センター長	
新本 祐子	広島県精神障害者支援事業所連絡会 幹事	
林 誠	広島県身体障がい者施設協議会 会長	
寶子丸 周吾	社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 理事長	
森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長	
彌政 慎一	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
横藤田 誠	広島大学 名誉教授	
横山 朋子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
由水 尚哉	三原市保健福祉部障害者福祉課 課長	
米川 晃	広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会 会長	
勝田 徹	広島県健康福祉局疾病対策課 課長	
増廣 典子	広島県健康福祉局障害者支援課 課長	
渕川 浩司	広島県商工労働局職業能力開発課 課長	
長谷川 達也	広島県商工労働局雇用労働政策課 課長	
津村 真一郎	広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課 課長	

※敬称略、県関係職員を除き五十音順。【 】は推薦団体

## 5 計画の策定経過

### (1) 策定経過

令和5（2023）年

7月13日	令和5年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催
7月24日	令和5年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
11月1日	令和5年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
12月15日	令和5年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催（書面による意見照会）
12月21日	令和5年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催

令和6（2024）年

1月22日～2月22日	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
月 日	県議会生活福祉保健委員会における分野別計画の集中審議
月末	計画策定

### (2) 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

実施期間	令和6（2024）年1月22日～令和6（2024）年2月22日
公表場所	広島県ホームページ、広島県行政情報コーナー、広島県健康福祉局障害者支援課、各広島県厚生環境事務所（支所）
公表資料	第5次広島県障害者プラン（素案）の全体版及びわかりやすい版
受付方法	郵便、ファックス、電子メール
御意見をいただいた主な項目	



## 6 参考（障害者に関する主なマーク）

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。  
御理解、御協力をお願いします。

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮をしてください。</p> <p>※ このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>（所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）</p>
	<p><b>身体障害者標識</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>（所管：警察庁）</p>
	<p><b>聴覚障害者標識</b></p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>（所管：警察庁）</p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p> <p>世界盲人会連合で昭和 59（1984）年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>（所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会）</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p><b>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p> <p>白杖を頭上 50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 (所管：岐阜市福祉部障がい福祉課)</p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 (所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 (所管：公益社団法人日本オストミー協会)</p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害のある人の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 (所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会)</p>
<p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 	<p><b>パーキンソン病・SOSカード</b></p> <p>パーキンソン病患者は、薬の効果がなくなり急に動けなくなることがあります。「ウェアリングオフ症状」と言います。</p> <p>このカードを持った人が動けないの見かけたら、何か手助けを必要としていないか進んで声を掛けてください。</p> <p>「外見からは援助を必要としていることがわからない人」でも、援助を必要としていることを示すカードです。 (所管：全国パーキンソン病友の会・広島県支部)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p><u>ヘルプマーク</u></p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>(所管：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課) ※ 広島県は、平成 29 (2017) 年 9 月から無償配布</p>
	<p><u>耳マーク</u></p> <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をしてください。</p> <p>自分が受けたい援助を示したカードを利用することもあります。(右参照)</p> <p>(所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p> <div data-bbox="1007 848 1402 1106" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>耳が不自由です</b></p>  <p style="text-align: center;">はっきり口元を見せて 話して下さい</p> <p style="text-align: center;">耳マーク</p> </div>
	<p><u>要約筆記シンボルマーク</u></p> <p>「要約筆記」という文字による通訳を社会一般に認知してもらい、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮を求めていくためのシンボルです。</p> <p>(所管：特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会)</p>
	<p><u>手話マーク</u></p> <p>5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。マークの意味は、「手話で対応します」「手話通訳者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>
	<p><u>筆談マーク</u></p> <p>相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。マークの意味は、「筆談で対応します」「要約筆記者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p><u>あいサポートシンボル</u></p> <p>障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障害のある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。</p> <p>ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。</p> <p>また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーター（障害者サポーター）が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。</p>
	<p><u>広島県思いやり駐車場利用証</u></p> <p>身体・精神・知的障害、難病、高齢、けが、妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な人が、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを安心して利用できるように、「思いやり駐車場」制度を導入しています。</p> <p>設置（管理）者の協力により「思いやり駐車場」として登録いただいた専用駐車スペースを必要とする人（制度対象者）に、県の発行する「利用証」を交付しています。</p> <p>上マーク：身体障害、知的障害、精神障害、難病、高齢により、障害や症状が固定している人には、緑色の利用証を交付しています。</p> <p>下マーク：対象となる施設に表示しています。</p>

第5次広島県障害者プラン  
(広島県障害者計画、広島県障害福祉計画、広島県障害児福祉計画)  
令和6(2024)年 月策定

広島県 健康福祉局 障害者支援課  
〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52  
TEL : 082-513-3161 / FAX : 082-223-3611  
E-mail : fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp  
ホームページアドレス: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>